北陸支部 支部運営委員の推薦、投票、開票等に関する手続き規程

(平成 23 年 12 月 29 日承認)

(総 則)

- 第1条 支部運営委員の選挙については、一般社団法人電子情報通信学会規則ならびに北陸支部規程の定め るものの外、この規程による。
- 第2条 支部運営委員会は,毎年12月中に,次年度に改選される支部運営委員の推薦候補者を選定し,候補 者名簿を本部へ提出する。
- 第3条 前条による推薦候補者の数は、次のとおりとする。 次期支部長 1名、庶務幹事 1名、会計幹事 1名、支部委員 8名以内

(推薦・選定)

- 第4条 前条による推薦候補者の推薦および選定は、次のとおりとする。
 - 1. 支部運営委員推薦候補者の推薦および選定にあたり、次の事項に留意する。
 - (1) 名誉員および会長経験者ならびに留任の支部運営委員は推薦候補者としない。
 - (2) 次期支部長, 庶務幹事, 会計幹事の推薦候補者として推薦された者は, 支部委員の推薦候補者 から除く。
 - (3) 本支部管内に推薦候補者の住所(原則として本人が本会に届け出た会誌の送付先)または職域があれば制限しない。
 - (4) 推薦候補者の選定に際しては、専門および職域の均衡を考慮する。
 - (5) 次期支部長は本部役員、代議員を兼任できる。
 - 2. 支部長は支部運営委員に対して前条の候補者の推薦を求め、その結果を支部運営委員会に報告する。
 - 3. 支部長は前項による推薦候補者につき、支部運営委員に対し意見を求め1項を勘案して、候補者および次点者、次々点者を選定する。

(候補者名簿)

- 第5条 候補者名簿は、第4条3項で選定された支部運営委員会推薦の候補者について作成する。
- 第6条 候補者名簿には、役職別毎に候補者氏名を五十音順に記載し、かつ候補者勤務先を付記する。 (投票フォーム)
- 第7条 投票フォームに記載する候補者氏名およびその順序は候補者名簿と同じとする。
- 第8条 投票フォームは、2月中に本支部に属する正員および正員であった名誉員(以下,正員等という。) に Web 上で開示し、3月中に Web による投票を行う。

(投票)

- 第9条 投票は無記名とする。
- 第 10 条 本支部に属する正員等は、役職別毎に次の定数を選定し投票する。ただし、定数を超える投票は、 その役職についてのみ無効投票とする。

次期支部長 1名, 庶務幹事 1名, 会計幹事 1名, 支部委員 8名以内

- 第11条 投票フォームに記載された者以外の者に投票することはできない。
- 第12条 投票は、指定期日までに終了することを要する。
- 第13条 庶務幹事は、前条により投票された投票データを整理し管理する。

(開票)

第14条 開票には、支部長の指名する支部運営委員あるいは事務局職員の立合いを要する。

(無効投票)

- 第15条 正規の投票フォーム(電子投票システム)を用いない投票は無効となる。
- 第16条 前条によるほか、効力に疑義のあるものについては、第14条による立合人が判定する。

(支部運営委員資格の取得・選出)

第 17 条 Web 投票による結果,支部運営委員は有効投票の過半数獲得した者が,支部運営委員予定者に選出されたものとする。

(附 則)

- 1. 支部運営委員の選挙は、本部役員の選挙と同時に行うものとする。
- 2. 本規程の改正は、北陸支部運営委員会が行う。
- 3. 本制定は、一般社団法人設立登記の日から施行する。ただし、平成 23 年度に実施する選挙は、次期支部 長制に伴い経過処置として支部長 1名、次期支部長1名の選挙とする。